

千葉県防災用映像情報システムに係る映像情報取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市内に置いて発生する災害を早期に発見し、その被害の状況を把握する千葉県防災用映像情報システムに係る映像情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災用情報カメラシステム カメラで撮影した市内の映像をマイクロ波又は光ケーブルにより市役所及び消防局に伝送し当該映像を監視モニターに映し出す装置及び録画テープその他の映像記録媒体に記録する装置をいう。
- (2) 映像伝送システム 防災情報カメラシステムによる映像を衛星回線により自治省消防庁その他の機関に伝送する装置をいう。
- (3) 防災用映像情報システム 防災情報カメラシステム及び映像伝送システムをいう。
- (4) 映像情報 防災情報カメラシステムにより監視モニターに映し出された映像及び映像記録媒体に記録された映像をいう。
- (5) 運用課 消防局警防部指令課（以下「指令課」という。）及び市民局市民部総合防災課（以下「総合防災課」という。）をいう。

第3条 防災用映像情報システムの操作は、指令課長及び総合防災課長が所属職員の中から指名するものをもって充て、指名されたものは、防災用映像情報システムの目的を達成するために必要な範囲内でこれを行わなければならない。

2 防災情報カメラシステム操作に当たっては、次に掲げるところによる。

- (1) 周回監視を行う場合は、最大広角映像によること。
- (2) 拡大映像による特定場所の監視は、現に災害が発生したとき又は災害が発生する恐れがあると認知したときに限ること。

3 映像伝送システムによる災害映像の伝送の決定は、指令課長が行うものとし、指令課は、映像伝送システムの操作に当たっては、他都市での緊急映像伝送及び衛星回線の利用状況を確認する等必要な措置を講じるものとする。

(映像情報等の管理)

第4条 運用課は、防災用映像情報システムの目的以外の目的のために映像情報を使用し、又は公表してはならない。ただし、公表することが公益上必要であると消防局長が認めた場合で、当該映像情報に直接関係がある者の承諾がある時に限り、映像情報を公表することができる。

2 運用課は、映像情報を記録した映像記録媒体を部外に持ち出し、又は運用課以外の者に映像情報を提供（前条第3項に規定する場合を除く。）してはならない。ただし、次の各号に該当するときは粉限りではない。

(1) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められたとき。

(2) 国、他の地方公共団体又は、これらに準ずる団体に提供する場合であって、提供を受ける者の掌握する事務の遂行に当該映像情報が必要不可欠であり、かつ、当該映像情報使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、公益上特に必要があり、かつ、当該映像情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。

3 指令課長及び総合防災課長は、映像情報及び当該情報を記録した映像記録媒体（以下「映像情報等」という。）の適正な管理について必要な措置を講じるものとする。

(提供先に対する制限等)

第5条 指令課長及び総合防災課長は、前条第2項ただし書きの規定により映像情報を提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、当該映像情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措

置を講ずることを求めなければならない。

(映像情報等取扱責任者)

第6条 指令課長及び総合防災課長は、映像情報等の適正な管理を行うため、所属職員のうちから映像情報取扱責任者を指名するものとする。

2 映像情報等取扱責任者は、映像情報等の保管、消去、廃棄等の管理について必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第7条 運用課は、映像情報が千葉市個人情報保護条例(平成7年千葉市条例第42号)第2条第1号に規定する個人情報に該当する場合は同条例の定めるところにより、必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。